

**青森市消防団の設置及び定員等に関する条例（平成十七年条例第二百二十七号）**

**新旧対照表**

改正後	改正前
第一条～第四条（略） （任期及び定年）	第一条～第四条（略） （任期及び定年）
第五条（略）	第五条（略）
2 消防団員（以下「団員」という。）の定年は、年齢 <u>七十年</u> とする。	2 消防団員（以下「団員」という。）の定年は、年齢 <u>六十七年</u> とする。
第六条～第十八条（略）	第六条～第十八条（略）